

IV 基本的な考え方

本計画の基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すため、次の事項を基本的な考え方とします。

- 1 すべての障がい者等が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加できること。
- 2 すべての障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できること。
- 3 すべての障がい者等が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報の取得や利用のための手段が選択できること。
- 4 障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなく、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮がなされること。

※ 社会的障壁とは、障害者基本法第2条第2号において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。

